

# 出店してみませんか

## チャレンジショップ

### (道の駅サザンセトとうわ) を募集します



#### ■事業主体・管理責任者

商工観光課

周防大島町総合交流ターミナル指定管理者

#### ■名称

チャレンジショップ道の駅

サザンセトとうわ

#### ■場所

周防大島町大字西方195

8・77

#### ■応募店舗数

5店舗

(1店舗当たり9・94㎡)

#### ■応募業種

農産物・同加工品(農業者)、

海産物・同加工品(漁業者)、

物販(小売業者)

#### ■入居開始予定

平成23年4月1日

#### ■使用料

使用料(建物等)は月額1万円とする。

※使用料、水道料、電気料の

納入は道の駅「指定管理者」

において徴収する。

活力ある元気な者の観光拠点地の商業活動への参入環境づくりを図ると共に、観光拠点地の更なる交流とにぎわいの場をつくり、活性化を図ることを目的として、周防大島町総合交流ターミナル施設(道の駅)構内で実施するチャレンジショップ出店の募集をします。

#### ■契約

指定管理者(または町)と

出店者との間で1年間の契約

期間で賃貸借契約書を締結す

る。契約更新は2回を限度と

する。(最長3年間)

#### ■応募資格

①周防大島町に住所を有する

者

②個人、グループまたは法人

③町税を滞納していない者

④申込者又はその者の関係者

が、暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律(平

成3年法律第77号)第2条第

6号に規定する暴力団員でな

いこと。

⑤地方自治法施行令第167

条の4第1項の規定に該当し

ない者であること。

⑥地方自治法施行令第167

条の4第2項各号に該当する

と認められる事実があった後

2年を経過しない者でないこ

と。また、その者を代理人、

支配人その他の使用人として

使用する者でないこと。

⑦民事再生法第21条第1項又

は第2項の規定による再生手

続き開始の申立てをしていな

者又は申立てをなされていない

者であること。

⑧会社更生法第17条第1項又

は第2項の規定による更正手

続開始の申立てをしていない

者又は更正手続き開始の申立

てをなされていない者である

こと。

#### ■応募書類

①出店応募申込書

②事業計画(企画)書

③収支予算書

④団体等調書

※様式は町ホームページより

ダウンロードできます。

#### ■提出先および申込期間

##### ○提出場所

周防大島町役場産業建設部

商工観光課(久賀庁舎1階)

##### ○提出方法

直接持参(郵送不可)

##### ○申込期間

11月1日(月)～11月30日(火)

平日午前9時～午後5時

※申込期間終了後は、いかな

る理由があっても受け付けま

せんのでご注意ください。

※詳しくは、町ホームページ

をご覧ください。お問い合わせ

をください。

##### ■申し込み・問い合わせ

〒742-2301

周防大島町大字久賀5134

(久賀庁舎1階)

周防大島町役場 産業建設部

商工観光課 公共施設管理班

☎0820(79)1003

## チャレンジショップ建設工事が始まりました

9月23日、チャレンジショップの起工式が挙行されました。

来年3月中旬の完成を目指します。



▲くわ入れをする椎木町長